

ヤミ金融撃退10ヶ条

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階

電話03(5207)5520 FAX03(5207)5521

- 第1条 ヤミ金融撃退第一歩は、警察に被害届けを提出する。
(本人や親族、関係者の住所を所轄する警察署の生活安全課(保安係)にヤミ金融被害調査表とヤミ金業者の名刺・銀行送金の控・メモなどの資料を持って口頭で被害届けを提出し、嚴重に取締りを要請する。)
- 第2条 ヤミ金融が取立に来たら110番する。
- 第3条 ヤミ金融が取立に来ても家の中には絶対入れない。
(玄関にテープレコーダ・ラジカセなどで取立の様子を録音する。カメラで写真を撮る車を取立にきたときは車のナンバーをメモする。)
- 第4条 電話での取立には留守録などで録音する。
- 第5条 本人や親族、関係者に対し取立行為については、警察に告発する。
- 第6条 ヤミ金融業者宛不当利得(過払い金)請求書、債務不存在の通知書を出して、返事のないヤミ金融に対しては徹底して請求する。
- 第7条 家の前や路上で捕まりそうになった場合は大声で助けを求める。
- 第8条 張り紙やプライバシーの侵害に対してはすぐに証拠写真を撮り、現物を保存し告発する。
- 第9条 ヤミ金融に暴力をふるわれた場合はすぐに診断書を取って告発する。
- 第10条 ヤミ金融被害撲滅のため、被害救済の運動に参加する。

*警察官が「民事不介入を理由にしたり、借りたものは支払いなさい」などと言って、消極的な態度である場合は、下記 - を強く主張し警察に動いてもらう。

警察の責務は「個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕である(警察法第2条)」である。

10日で3割-5割(年利1000%-2000%)の利息を取るヤミ金融業者は出資法第5条2項(高金利の処罰規定年利29.2%)に違反し、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処せられる違法行為・犯罪行為であり、不法原因給付(民法第708条)に該当するので法律上支払義務はない、支払った金額は不当利得なので返還請求できる。

ヤミ金業者の出資法違反の貸付行為は「貸金に名を借りた違法行為の手段にすぎず民法上の保護に値しない」としてヤミ金業者の貸金・元本の返還を認めず「被害者がヤミ金業者に支払った全額が不法行為のに基づく損害である」として被害者がヤミ金業者に支払った全額を支払えとの「05年2月

23日札幌高等裁判所判決は06年3月7日最高裁上告棄却決定により確定している。」ヤミ金業者の行為は犯罪行為です、犯罪を見逃さず取締りして下さいと強く主張し直ちに動いてもらうようお願いする。

政府の多重債務者対策本部の下記「多重債務問題改善プログラム」に基づき適切に対応することを強く求める。

ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化について

警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底する。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化する。

無登録業者だけではなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要であるため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図る。

犯罪収益移転防止法においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務付けられたところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用する。

被害者への対応等

ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討する。

警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知する。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込む。

各地方自治体やその他のカウンセリング主体に対して、ヤミ金の被害者から相談を受けた場合には、本人の意向を確認の上で警察に通報するなど、相談窓口と警察との連携を行うよう要請する。

それでも取りあわない場合は、各都道府県警察本部（東京は警視庁）生活安全部生活経済課に電話して指導を求める。

（＊警視庁の電話3581-4321は都内各地の警察署に内線につながる）